

問 1

留置権に関する基本的な論点を問う問題である。

小問 1

(1)判例によれば、B の損害賠償請求権は C には対抗できない点が問題となろう(大判大正 9・10・16 民録 26 輯 1530 頁、譲渡担保に関するものであるが最判昭和 34・9・3 民集 13 卷 11 号 1357 頁も参照)。しかし、これ以外の説明が考えられないわけではない。

(2)いわゆる「押しつけられた利得」の問題である。

小問 2

甲土地が売却された後(AはCに対抗できない)になってBが整地をした点が、小問1との違いである。295条2項の類推適用が問題となる。

問 2

小問 1

「Xは、Y銀行に対して自らの預金は未だ存在するか、補てんを請求することを検討している。Xの主張の法律上の根拠について、簡潔に説明しなさい。」

偽造カードを用いた機械式預金払戻しについては預貯金者保護法の適用があるのに対して(同法3条で民法478条の適用排除)、窓口での定期預金の解約・払戻しには民法478条の問題となる。

小問 2

「XのY銀行に対する請求に対するYの反論を明らかにした上で、あなたの見解を述べなさい。」

Yの反論

①偽造カードについては、スキミングが疑われるが、Xの暗証番号が生年月日であったこと、車のダッシュボードに置いておいた点にXの「重過失」があったか、
②定期預金払戻しについては、Xの通帳と印鑑の保管方法としての杜撰さが問題と

なろう。

私見

定期預金の払戻しについては、債権の準占有者に対して弁済を行った弁済者(Y)に過失がなかったといえるための判断枠組を示したうえで、本件事案のあてはめを行うことが求められる。真正の通帳、印鑑、保険証はあるが、連絡があった翌日の払戻しであること、高額の払戻しであるにもかかわらず応じてしまったことをどう評価するかが問題となろう。

問3

本問は、遺言者の生存中の遺言無効確認の訴えにおける確認の利益について問う問題である。この点に関する判例である最判11年6月11日(判時1685号36頁)の理解が前提になる。ただ、本問では、現在遺言者が回復の見込みのないアルツハイマー型認知症であり意思能力がない点については当事者間に争いが無いが、裁判所はそれとは異なる心証を有しているとされ、確認の利益(訴訟要件)の基礎となる事実について弁論主義の適用が併せて問題となる。

弁論主義の適用を認め、意思能力を否定し、その場合に確認の利益を肯定する見解によれば、当事者の意思によって、結果としては無駄になるかもしれない訴訟の追行を認めることをどのように考えるかが問題となる。他方、弁論主義の適用を否定する場合には、訴えの利益の基礎事実には弁論主義の適用を認める通説との対峙が必要となる。

また、意思能力の肯定否定にかかわらず、確認の利益を否定する考え方(つまり判例の考え方)を採用する場合には、反対説を踏まえながら、その論拠を説得的に示す必要がある。意思能力の回復に伴う遺言取消しのおそれがないとしても、なおこの時点で確認の訴えを認めることが相当でない旨の議論を説得的に展開できるかが課題となる。

判例の知識は前提としながらも、それに依拠するかどうかは問題ではなく、いずれに結論によるにせよ、自分の頭で実質的論拠を考えることができ、それを自分の言葉で説明できるかが本問のポイントである。